

プロジェクト リース

項目 第 84 回リース会計専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 84 回リース会計専門委員会（2018 年 11 月 6 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

リース負債と負債の定義に関する意見

2. 修繕引当金については適正な期間損益計算の観点を重視して負債として計上されるものであるが、延長又は解約オプションの対象期間における支払リース料に係るリース負債が負債の定義を満たすかどうかの論点は当該観点と直接関連しないため、慎重に記載すべきと考える。（審議事項(3)-2 で対応済み）
3. 延長又は解約オプションの対象期間を解約不能期間と一体で負債として認識し、オプションを見込む期間は測定の問題として取り扱われているとの記載について、国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）による予備的見解や公開草案等の検討過程で延長又は解約オプション等を別個に認識し測定するアプローチが困難であるとされたことや、リース負債が延長又は解約オプションの対象期間の全てを負債計上するものではなく、経済的インセンティブが考慮される点についても、記載を加えた方が良いと考える。（審議事項(3)-2 で対応済み）
4. これまでの我が国におけるリース会計の実務では、リースの延長オプションを考慮されていないことが多かったため、IFRS 第 16 号「リース」（以下「IFRS 第 16 号」という。）を適用する場合に解約不能期間に比べてどの程度リース期間が長くなるのかの実務的な目安が定まっていないと考えられる。この点、IFRS 第 16 号においては、例えば延長オプションについてリース期間に含まれる場合には、当該オプションの行使がされないことは基本的には想定されない確実なものに限られている点で、負債の定義と関連性がある点を強調した方が関係者にとって理解が容易になると考えられる。（審議事項(3)-2 で対応済み）

財務諸表本表と注記の関係に関する意見

5. 財務諸表本表と注記のどちらに記載しても情報の精度は基本的に同一であると考えられるため、財務諸表本表に記載した方が情報の精度が向上するとの記載は見直

した方がよいのではないか。

6. 注記で開示をすれば財務諸表本表に計上するのと同じであるとの意見もあるが、注記を詳細に記載したとしても、財務諸表利用者が当該注記をもとに財務諸表本表に計上される数字を再現することは現実的には不可能であると考えられる。財務諸表利用者としては、財務諸表本表に計上されることにより財務諸表の調整が不要となることが最大の便益であると考えている。(審議事項(3)-2 に対応済み)
7. 財務諸表本表に計上するか注記で開示するかについては、それぞれの実際の情報の精度の違いよりも、財務諸表利用者がそれぞれの情報の精度をどのように捉えているかということの方が重要であると考ええる。
8. 財務諸表本表と注記で要求される情報の精度は基本的に同じであると考ええる。注記情報で開示される水準が財務諸表本表の計上額と異なることと、情報の精度は区別して議論すべきである。財務諸表本表と注記で同じ情報が提供されるものの、両者が異なる役割を有しており、(オペレーティング)リースに係る資産及び負債の情報が補足的な情報で足りるのであれば注記で良いと考えるが、一般投資家を含む財務諸表利用者に対して提供すべき基本的な情報であれば、財務諸表本表に反映すべきものであると考える。
9. これまでの議論の経緯を踏まえると、財務諸表利用者の最も重要なニーズは負債の正確な把握であると考えられる。仮に財務諸表利用者のニーズがその点のみであれば、注記の改善により対応することも可能と考えられる。財務諸表本表に計上するか否かの判断は、リースに係る資産や損益に関する情報に対する強いニーズがあるかどうかによると考えられる。
10. 財務諸表利用者としては、オペレーティング・リースをオンバランスする場合の金額をそのまま再現可能な情報が開示されれば調整可能となるが、当該情報を開示するのであれば財務諸表作成者にとっても財務諸表本表に計上するのと変わらないとの結論になると考えられる。

連結財務諸表に含まれる親会社と在外子会社の財務情報の整合性に関する意見

11. 実務対応報告第18号は、IFRS又は米国会計基準に準拠して作成された在外子会社の財務諸表を基礎としても、日本基準と大きく変わらないことを前提としており、当該前提に該当しない項目が修正項目とされていると理解している。IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」(以下「IFRS第15号」という。)における契約資産やIFRS第16号における使用権資産等、日本基準にない項目をそのまま連結財務

諸表に取り込むと違和感のある財務諸表となると考える。また、船舶や航空機等について国内の連結会社が契約する場合と海外の連結会社が契約する場合で、リースに係る資産及び負債が計上されるか否かが異なることも想定される。したがって、実務対応報告第 18 号における取扱いも直ちにではないが検討すべきと考える。

12. リース取引は多くの会社で行われているため、実務においては、日本基準上、在外子会社の財務諸表を修正せずに連結することを認められるのかとの質問をしばしば受けている。本件は、リース会計基準の開発とは直接関係せず実務対応報告第 18 号で対処する副次的な論点であり、また、その対処は難しいことも理解できるが、気になる点ではあると考える。

貸手の会計処理に関する意見

13. IFRS 第 16 号を適用する場合、貸手においてリース構成部分と非リース構成を区分するケースでは、非リース構成部分の収益認識は IFRS 第 15 号を適用することになる。これに関して、現行のリース適用指針では、貸手においてリース構成部分と非リース構成部分を区分する場合の会計処理が明示されていないため検討する必要があることも記載してはどうか。(審議事項(3)-2 で対応済み)
14. 前項に関連して、例えば、保険料や固定資産税のような維持管理費用は、内部的なものであるため、配分の考え方が従来と異なる可能性がある点も論点となると考える。
15. 仮に IFRS 第 16 号と整合性を図る場合に、貸手の財務諸表作成者から具体的な懸念が寄せられているか確認したい。

その他の考慮すべき事項に関する意見

16. 会計基準の開発に着手すべきか否かの判断の時期について、IFRS 第 16 号と整合性を図ることの必要性については、定量的なデータや情報をもとに財務諸表作成者に説明すべきと考える。データが出揃うまでに、5 年、10 年と要する訳ではないため、データが揃ってから判断しても遅くないと考える。(審議事項(3)-2 で対応済み)
17. 国際的整合性を図ることの重要性について理解はできるものの、IFRS 第 16 号がどの程度洗練された会計基準であるのか疑問を感じている財務諸表作成者もいる中で、我が国における会計基準の開発に着手するか否かの判断の時期については、もう少し時間をかけて見極めた方が良いと考える。

18. 連結財務諸表と個別財務諸表で会計基準を異なるものとすることによる経営管理への影響について、想定される懸念があるのであれば確認したい。当社の事例では、経営管理に用いる管理会計上、予算と実績の関連性が重視され、連結と個別で会計基準が異なることについて大きな課題としては認識されていないと感じている。
19. 中小企業向け国際財務報告基準（IFRS for SMEs）は、現時点では IAS 第 17 号に基づく内容が継続していると思われる。IFRS for SMEs において IFRS 第 16 号を取り入れない理由又は取り入れる時期のきっかけとなる事象（トリガー）が仮に示されているとすれば、個別財務諸表における取扱いを決定する際に参考となる可能性があるのではないか。
20. 使用権資産を財務諸表本表に計上する場合には、減損リスクが生じうる。仮にオペレーティング・リースに係る資産及び負債の金額を財務諸表本表に計上せずに注記に記載する場合、使用権資産に係る減損リスクが財務諸表で開示されないため、我が国の資本市場及び我が国の企業の財務報告に対する信頼性に関する懸念も考慮する必要があると考えられる。この点、リース期間の決定は、財務諸表に計上される金額の多寡に大きく影響を与えるため極めて重要な論点になると考えられる。（審議事項(3)-2 で対応済み）
21. 使用権資産の減損については、資金生成単位（CGU）にリース負債を含めるかという論点や使用権資産の計算に使用する割引率と、減損会計における使用価値の算定に使用する割引率が相違している点等、複数の考慮要素が関連するため技術的に難しい側面があり、その影響については単純に図ることができないと考える。

オブザーバーからのコメント

22. 前回のリース会計専門委員会の議論を踏まえて新たな論点が追加されており、基本的には本資料の整理に特段の指摘はない。
23. 財務諸表作成者としては、IFRS 第 16 号及び Topic 842 の内容について借手の処理と貸手の処理が整合していない点や使用権の移転を重視する点について納得感がない中で、国際的な会計基準と整合性を図る場合、広く企業に適用を求めることに問題の根本があると考えられる。
24. IFRS 任意適用企業における IFRS 第 16 号の適用に関して、IFRS 第 16 号 BC86 項で記載されている重要性に関する考え方が実務上、あまり機能していないように感じられる。仮に基準の開発に着手する場合でも、重要性に関する定めいかんでオンバランスされるリースの対象が変わり得ることを踏まえると、当該 BC86 項について

審議事項(3)-5

記載することが考えられる。(審議事項(3)-2 に対応済み)

以 上